

令和8年度 市民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

令和8年5月

特別徴収義務者 様

埼玉県吉川市長

令和8年度市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者の指定及び特別徴収税額の通知について

市民税・県民税・森林環境税特別徴収事務につきまして、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、地方税法第41条、第319条、第321条の4及び第328条の5並びに吉川市税条例第45条の規定に基づき、貴事業所を今年度の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。

つきましては、関係書類をお送りしますので、ご多忙中誠にお手数とは存じますが、徴収及び納入について特別のご配慮を賜りたくご依頼申し上げます。

特別徴収義務者の指定番号について

税額通知書や納入書記載の指定番号は、各特別徴収義務者の固有番号となるものです。本市に提供する書類などの指定番号記入欄に、記入してください。

埼玉県吉川市役所

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地
電話 048-982-5111 (代表)
FAX 048-981-5392
市町村コード 112437

●お問合せ


課税について	課税課市民税係	048(982)5114 (直通)
納税について	収納課	048(982)5113 (直通)

— 目次 —

1. 住民税の特別徴収事務について.....	1
2. 納期限について.....	3
3. 納入方法について.....	3
4. 納入書について.....	4
5. 退職所得にかかる市民税・県民税について.....	5
6. 住民税の特別徴収に関するよくあるお問合せ.....	6
7. 特別徴収切替届出（依頼）書記載例.....	7
8. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例.....	8
特別徴収切替届出（依頼）書.....	11
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書.....	12
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書.....	13
公金取扱店（局）指定通知書.....	14

※吉川市のホームページから下記の各種申請書及び届出書がダウンロード
できます。

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/>

吉川市 特別徴収 

トップページ > くらし・手続き > 税金 > 個人住民税（市民税・県民税）

> 特別徴収（給与）・給与支払報告書について【事業所の方へ】

- 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- 特別徴収切替届出（依頼）書
- 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
- 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
- 特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

1. 住民税の特別徴収事務について

1. 特別徴収と特別徴収義務者

特別徴収とは、給与支払者が毎月の給与を支払う際に、納税義務者である従業員から市民税・県民税・森林環境税（以下「住民税」という。）を徴収し、その税額を納入する制度です。この場合、徴収し納入する義務を負う給与支払者を特別徴収義務者といい、市が指定します。

2. 特別徴収税額通知書の納税義務者への通知

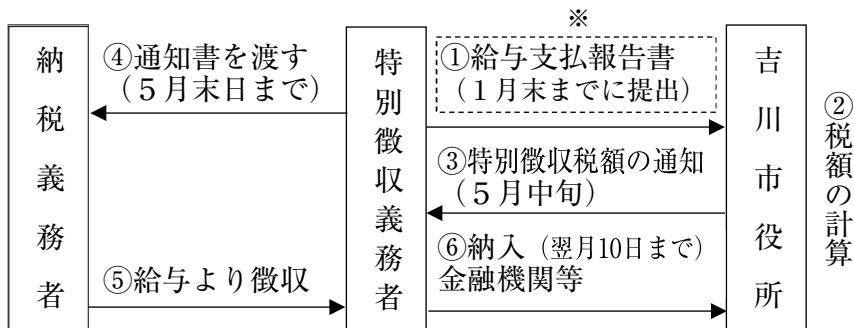
特別徴収義務者は、送付された「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」を当年5月末日までに各納税義務者にお渡しください。退職等の理由により渡すことができない場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、当該納税義務者の通知書とともに市へ返送してください。

なお、通知した内容にご不明点等がありましたら課税課市民税係までご連絡ください。

3. 特別徴収税額の徴収方法

毎月徴収する額（月割額）は「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されていますので、6月から翌年の5月まで各月に支払われる給与から差し引いてください。

4. 特別徴収のしくみ



※給与支払報告書については、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等により提出する必要があります。なお、令和9年1月以降提出分から提出義務基準が30枚以上に引き下げられます。

〈eLTAXに関すること〉

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：0570-081459（土日祝・年末年始を除く9時～17時）

※今後、URLが変更になる可能性があります。

5. 特別徴収税額の納入方法

各納税義務者から徴収した月割額の合計額及び退職所得に対する住民税は、徴収した月の翌月10日（金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）までに納入してください。

6. 特別徴収税額の納期の特例

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の事業所の場合は、申請し市長の承認を得ることにより、徴収した税額を年2回にまとめて納入できる特例制度があります。

納期の特例の適用を受けるためには、適用を受けようとする月の20日までに申請書の提出が必要です。申請書は吉川市のホームページからダウンロードできます。

納期は、6月分から11月分までは12月10日まで、12月分から翌年の5月分までは6月10日まで（金融機関等の休業日にあたる場合は翌営業日）となります。

7. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後に税額変更が生じた場合は、税額変更通知書を送付しますので、以後の徴収額はその変更通知書の金額に変更して納入してください。また、月割額の過誤納金の処理については、できるだけ翌月の納入で相殺してください。

なお、納入書は再送付しませんので、変更された金額に訂正の上納入してください。（納入書の訂正方法については、4ページを参照してください。）

8. 普通徴収から特別徴収への変更

住民税を普通徴収により納めることになっている納税義務者が新たに就職した場合等は、「特別徴収切替届出（依頼）書」（11ページ）に必要事項を記入し提出することにより特別徴収へ変更できます。

提出の際には、本人宛に送付された普通徴収の納付書（納期限の過ぎていないもの）を添付してください。なお、納税通知書の同封は不要です。
※納期限後の納付書については、特別徴収に切り替えることはできませんので、納税者ご本人にお支払いいただくようお願いください。

9. 納税義務者が異動した場合

納税義務者に、退職や転勤等の異動が生じた場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（12ページ）に記入し、異動が発生した翌月の10日までに提出してください。異動届出書の提出がない場合や遅れた場合は滞納となり、督促を受けることや、納税義務者が一度に多額の税金を納めることとなりますので、忘れずに手続きをお願いします。

また、**給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在で退職等の異動が生じた場合は、4月15日までに給与支払報告書の提出先に異動届出書を提出してください。**（地方税法317条の6②）

各種申請書及び届出書の記入方法については、7ページ以降をご確認ください。

10. 未徴収税額の一括徴収

1月1日から4月30日までの退職者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。（地方税法321条の5②）それ以前の退職者についても、できるだけ本人の了解を得て一括徴収していただきますようお願いいたします。

11. 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

給与支払者の所在地・名称または電話番号等に変更があった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」（13ページ）に記入し、提出してください。

住民税課税の対象となる方

※法律の改正等により変更となる場合があります。

1. 住民税の納税義務者

当年1月1日現在、吉川市内に居住している人

2. 住民税が課税されない人

(1)均等割も所得割もかからない人

- 生活保護の規定による生活扶助を受けている人
- 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、ひとり親、ひとり親以外の寡婦

(2)均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次のいずれかの人

- 扶養親族がない場合 38万円以下（給与収入103万円以下）
- 扶養親族がいる場合 $[28万円 \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 26.8万円]$

(3)所得割がかからない人

前年の総所得金額等が次のいずれかの人

- 扶養親族がない場合 45万円以下（給与収入110万円以下）
- 扶養親族がいる場合 $[35万円 \times (\text{本人} + \text{扶養人数}) + 42万円]$

住民税の概要につきましては、吉川市ホームページをご覧ください。
トップページ>くらし・手続き>税金>個人住民税（市民税・県民税）

2. 納期限について

徴収した特別徴収税額は、下記の納期限までに納入してください。

徴収した月	納期限	徴収した月	納期限
令和8年6月分	令和8年7月10日	令和8年12月分	令和9年1月12日
令和8年7月分	令和8年8月10日	令和9年1月分	令和9年2月10日
令和8年8月分	令和8年9月10日	令和9年2月分	令和9年3月10日
令和8年9月分	令和8年10月13日	令和9年3月分	令和9年4月12日
令和8年10月分	令和8年11月10日	令和9年4月分	令和9年5月10日
令和8年11月分	令和8年12月10日	令和9年5月分	令和9年6月10日

1. 延滞金

納期限までに特別徴収税額を納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの日数に応じてその税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%）の割合を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。ただし、延滞金の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とします。

(1)年7.3%の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合（※）に年1%を加算した割合とします。（年7.3%が限度）

(2)年14.6%の割合の延滞金は、延滞金特例基準割合（※）に年7.3%を加算した割合とします。

※延滞金特例基準割合は、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合）に年1%の割合を加算した割合をいいます。

なお、延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる本税の額に1,000円未満の端数があるとき、又は本税の額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

また、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

2. 滞納処分

納期限までに完納しないため督促を受け、かつ督促状を発付した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

3. 納入方法について

1. 納入書で納入

同封の納入書を使用して、下記金融機関の各本・支店、ゆうちょ銀行・郵便局、吉川市役所会計課、各市民サービスセンターの窓口で納入できます。

●納入書取扱金融機関

埼玉りそな銀行	栃木銀行	東京東信用金庫
りそな銀行	埼玉縣信用金庫	亀有信用金庫
さいかつ農業協同組合	青木信用金庫	城北信用金庫
武蔵野銀行	朝日信用金庫	

※東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される際は、14ページの「公金取扱店（局）指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

※ゆうちょ銀行・郵便局では、納期限を過ぎると取り扱いできません。

2. 地方税共通納税システムを利用して納入

金融機関などの窓口に出向くことなく、複数の自治体へ一括して電子納税することができます。

詳細は、地方税共同機構のホームページをご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

※今後、URLが変更になる可能性があります。

エルタックス 共通納税



4. 納入書について

1. 納入書の取扱い

住民税の納入書の金額はOCR（光学読取装置）により読み込みますので、次の点にご留意のうえお取り扱いください。

- (1)用紙を折り曲げたり、汚したりしないでください。
- (2)黒のボールペンで記入してください。
(ボテ・カスレのないもののご利用をお願いします)
- (3)数字は記入例に従って記入してください。
- (4)数字は所定の枠からはみ出さないよう、ご注意ください。

<記入例>

よい例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

悪い例

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上を離さない カギをつけない 上をふさない 横線を離さない 横線を出さない 上につきでたりすどくしない 離さない

<例> 23,000円を25,000円に変更の場合

<p style="text-align: center;">埼玉県吉川市 個人市民税 領収証書 (公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td><td>口座番号</td><td>加入者名</td></tr> <tr> <td>1112437</td><td>00110-9-960189</td><td>埼玉県吉川市会計管理者</td></tr> <tr> <td>令和00年 7月</td><td>指定番号 1234567</td><td>納入金額(1) 23,000 円</td></tr> <tr> <td>納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)</td> <td>納 入 退 職 所得分</td><td>給与分(一時的収入を含む) 円 00025000</td></tr> <tr> <td>納期限 令和00年 8月10日 日額</td><td>金 延滞金</td><td>00000000</td></tr> <tr> <td>② 合計額</td><td>00025000</td><td>00025000</td></tr> <tr> <td>(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地</td><td>領 取 日 付 印</td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名 又は 名称 〇〇株式会社 様</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり領収しました。(納入者保管)</p>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者	令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円	納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000	納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000	② 合計額	00025000	00025000	(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印		氏 名 又は 名称 〇〇株式会社 様			<p style="text-align: center;">埼玉県吉川市 個人市民税 納入書 (公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td><td>口座番号</td><td>加入者名</td></tr> <tr> <td>1112437</td><td>00110-9-960189</td><td>埼玉県吉川市会計管理者</td></tr> <tr> <td>令和00年 7月</td><td>指定番号 1234567</td><td>納入金額(1) 23,000 円</td></tr> <tr> <td>納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)</td> <td>納 入 退 職 所得分</td><td>給与分(一時的収入を含む) 円 00025000</td></tr> <tr> <td>納期限 令和00年 8月10日 日額</td><td>金 延滞金</td><td>00000000</td></tr> <tr> <td>※ 日計 円</td><td>② 合計額</td><td>00025000</td></tr> <tr> <td>(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地</td><td>領 取 日 付 印</td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名 又は 名称 〇〇株式会社</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)</p>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者	令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円	納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000	納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000	※ 日計 円	② 合計額	00025000	(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印		氏 名 又は 名称 〇〇株式会社			<p style="text-align: center;">埼玉県吉川市 個人市民税 納入済通知書 (公)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>市区町村コード</td><td>口座番号</td><td>加入者名</td></tr> <tr> <td>1112437</td><td>00110-9-960189</td><td>埼玉県吉川市会計管理者</td></tr> <tr> <td>令和00年 7月</td><td>指定番号 1234567</td><td>納入金額(1) 23,000 円</td></tr> <tr> <td>納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)</td> <td>納 入 退 職 所得分</td><td>給与分(一時的収入を含む) 円 00025000</td></tr> <tr> <td>納期限 令和00年 8月10日 日額</td><td>金 延滞金</td><td>00000000</td></tr> <tr> <td>② 合計額</td><td>00025000</td><td>00025000</td></tr> <tr> <td>(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地</td><td>領 取 日 付 印</td><td></td></tr> <tr> <td>氏 名 又は 名称 〇〇株式会社</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="font-size: small;">受付店(埼玉りそな銀行吉川支店(取りまの店)・吉川市)上記のとおり通知します。(吉川市保管)</p>	市区町村コード	口座番号	加入者名	1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者	令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円	納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000	納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000	② 合計額	00025000	00025000	(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印		氏 名 又は 名称 〇〇株式会社		
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																								
1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者																																																																								
令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円																																																																								
納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000																																																																								
納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000																																																																								
② 合計額	00025000	00025000																																																																								
(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印																																																																									
氏 名 又は 名称 〇〇株式会社 様																																																																										
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																								
1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者																																																																								
令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円																																																																								
納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000																																																																								
納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000																																																																								
※ 日計 円	② 合計額	00025000																																																																								
(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印																																																																									
氏 名 又は 名称 〇〇株式会社																																																																										
市区町村コード	口座番号	加入者名																																																																								
1112437	00110-9-960189	埼玉県吉川市会計管理者																																																																								
令和00年 7月	指定番号 1234567	納入金額(1) 23,000 円																																																																								
納入金額を訂正する場合は 納入金額に——線を引き 給与分と合計額に異動後の 額を記入してください。 (特別徴収のしおりをご覧ください。)	納 入 退 職 所得分	給与分(一時的収入を含む) 円 00025000																																																																								
納期限 令和00年 8月10日 日額	金 延滞金	00000000																																																																								
② 合計額	00025000	00025000																																																																								
(特別徴収義務者) 〒342-0000 住 所 又は 所在地 吉川市00△丁目口番地	領 取 日 付 印																																																																									
氏 名 又は 名称 〇〇株式会社																																																																										

2. 納入金額に変更が生じた場合

納入書の送付は年1回となりますので、納入金額に変更が生じた場合は、下記例のとおり金額を訂正して納入してください。

(1)納入書を訂正して使用する場合

納入金額(1)欄を2本線で抹消(変更後の納入金額はここに記入しないでください。)し、(2)欄「給与分」欄に変更後の金額を枠からはみださないように記入し、「合計額」欄に必ず合計額を記入してください。

(2)白紙の納入書を使用する場合

納入金額(1)、給与分、合計額の3ヶ所を記入してください。

(3)延滞金を納入される場合

給与分と延滞金を記入し、その合計を合計額に記入してください。納入金額(1)欄の金額は訂正しないでください。

5. 退職所得にかかる市民税・県民税について

退職所得に対する市民税・県民税については、他の所得と区分して、支払者が税額を計算し、退職手当等からその税額を差し引いて、市区町村に納入します。

- 1) 納入先**
退職者が退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在の住所地の市区町村です。
- 2) 納入方法**
納入申告書（納入書の裏面）に所要事項を記載し、徴収した翌月の10日までに給与分特別徴収に月割額とあわせて納入してください。
- 3) 特別徴収税額の計算方法**

① 退職所得控除額を求める。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円とする）
20年超えの場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障がい者になったことにより退職した場合は、左記の金額に100万円を加算します。

② 退職所得金額を求める。（1,000円未満切り捨て）

役員等	勤続年数	退職所得控除後	退職所得金額
該当	5年以下	—	退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額
非該当	5年以下	300万円以下	(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1
非該当	5年以下	300万円超え	150万円 + {退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)}

※上記以外の退職所得の場合：(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1

・税額の計算式

退職所得金額に税率（市民税6%、県民税4%）を適用します。

退職所得金額	×	税率		→	税額（特別徴収すべき税額）	
		市民税	県民税		市民税額	県民税額
		6%	4%			

〈100円未満の端数切捨て〉

(4) 納入書の記入方法

(例) 7月分20,000円と一括徴収分24,000円および退職所得分324,500円を納入する場合

(表面)

(裏面)

埼玉県吉川市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書

市区町村コード: 1112437 | 口座番号: 00110-9-960189 | 加入者名: 埼玉県吉川市会計管理者

納期: 令和00年7月 | 納金額: 20,000円

納入金額を訂正する場合は納入金額に—を引く。給与分・合計額に異動後の額を記入してください。

納入金額: 44,000円 | 退職所得分: 324,500円 | 合計額: 368,500円

納期: 令和00年8月10日

住所: 吉川市00△丁目〇番地 | 氏名: 〇〇株式会社

埼玉県吉川市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書

市区町村コード: 1112437 | 口座番号: 00110-9-960189 | 加入者名: 埼玉県吉川市会計管理者

納期: 令和00年7月 | 納金額: 20,000円

納入金額を訂正する場合は納入金額に—を引く。給与分・合計額に異動後の額を記入してください。

納入金額: 44,000円 | 退職所得分: 324,500円 | 合計額: 368,500円

納期: 令和00年8月10日

住所: 吉川市00△丁目〇番地 | 氏名: 〇〇株式会社

埼玉県吉川市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書

市区町村コード: 1112437 | 口座番号: 00110-9-960189 | 加入者名: 埼玉県吉川市会計管理者

納期: 令和00年7月 | 納金額: 20,000円

納入金額を訂正する場合は納入金額に—を引く。給与分・合計額に異動後の額を記入してください。

納入金額: 44,000円 | 退職所得分: 324,500円 | 合計額: 368,500円

納期: 令和00年8月10日

住所: 吉川市00△丁目〇番地 | 氏名: 〇〇株式会社

市民税 納入申告書 令和00年8月10日提出

(宛先) 吉川市長 | 令和00年7月分 人員1人

退職手当等支払金額	136,900.00
特別徴収 市民税	1,947.00
特別徴収 県民税	1,298.00

地方税法第50条の5及び第338条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。

(特別徴収義務者) 342-0000
所在地: 吉川市00△丁目〇番地
名称: 〇〇株式会社
法人番号: 01123456789012

お手数ながらご記入願います。

1 退職した日の前川市 氏名: 埼玉 五郎
2 退職した日の吉川市 氏名: 埼玉 五郎

氏名: 埼玉 五郎 | 勤続年数: 18年 | 支払金額: 13,690,000円 | 特別徴収 市民税: 1,947.00円 | 特別徴収 県民税: 1,298.00円

6. 住民税の特別徴収に関するよくあるお問合せ

1. 特別徴収はしなくてはならないのか？

→所得税の源泉徴収義務のある事業主は、前年中に給与の支払いを受け、かつ当年の4月1日現在も引き続き給与の支払いを受けている従業員の住民税を特別徴収することが法律（地方税法第321条の4）及び条例（吉川市税条例第44条、45条）により義務付けられています。

2. 従業員が少ない場合や、家族のみであっても、特別徴収しなければならないのか？

→原則として、特別徴収をしなければなりません。ただし、個人事業主の専従者や、総従業員数が2人以下の事業所については、当面の間、普通徴収の選択が認められます。

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市に申請をして承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度（納期の特例）を利用できます。1ページをご覧ください。

3. 従業員から「特別徴収（給与からの天引き）ではなく、普通徴収に（自分で納付）したい」と言われた場合、特別徴収しなくてよいのか？

→給与所得者の住民税は、原則として特別徴収しなければなりませんので、従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。

4. 退職者・休職者の税額決定通知書が届いたが、どうすればよいか？

→特別徴収できない場合は普通徴収へ変更しますので、12ページの「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に、該当の方について記入し、通知書とともに課税課市民税係へ郵送してください。

5. 納入書が入っていないのはなぜか？

→ご提出いただいた給与支払報告書（総括表）等において、納入書不要を選択している場合は、納入書を送付していません。送付を希望する場合は、課税課市民税係にご連絡ください。

6. 特別徴収を行っている従業員が吉川市から転出したが、どうすればよいか。

→年の途中で転出した場合でも、年税額はすべて当年1月1日現在で居住していた吉川市に納める必要がありますので、特別徴収を続けてください。なお、翌年度の賦課徴収は、翌年1月1日時点で居住している自治体で行いますので、該当自治体に給与支払報告書を提出してください。

7. 特別徴収を拒否した場合はどうなるのか？

→特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は税金の滞納となり、事業主に対して、督促したのち差押等の滞納処分を行います。

また、特別徴収すべき税額に滞納がある場合、従業員が納税証明書を取得できない等の不利益を被ることがあります。

7. 特別徴収切替届出（依頼）書記載例

● 普通徴収から特別徴収に切り替える場合

特別徴収切替届出（依頼）書

吉川市 処理欄		年度	前年	入力	確認	口座	督促	備考													
xx年 00月 ΔΔ日 提出 (宛先) 吉川市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 (住所)	〒 012 - 3456 00県 x x市 ΔΔ1-2-3							123456 ※市町村ごとに異なります	新規の場合、納入書 (要・不要)										
		フリガナ	カブシキカイヤ マルバツショウジ																		
		名称 (氏名)	株式会社 O x 商事							係	人事課人事労務係										
		代表者の 職氏名	代表取締役 特徴 太郎							担当者 連絡先	氏名	特徴 花子									
		個人番号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
給与 所得者	フリガナ	ヨシカワ イチロウ							旧 姓		期別を○で囲んでください。 [1・ 2 ・3・4] 期 以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。										
	氏 名	吉川 一郎							普通徴収 切替期別												
	生年月日	1998 年 1 月 1 日							特別徴収 開始予定月	8 月分 (9 月 10 日納期限分) より特別徴収を開始します。											
	1月1日現在の 住所	〒 342 - 0000 埼玉県吉川市 ΔΔ 3-2-1							届出理由	1. 入社(xx年 7 月 1 日) 2. その他()											
	現在の住所	〒 — ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。							受給者番号	Y001 ※特別徴収の税額通知を電子データで 送付する際、必要となる場合があります。											
								月 割 額 の 連 絡	必要な場合のみ記入してください。希望日が通知書発布日より後の場合は連絡を省略します。 月 日 までに月割額の連絡が必要 ※ただし、5月中旬の通知書一斉発布の対象となる場合は、原則連絡ができませんのでご了承ください。												

【添付書類】

二重納付防止のため、切替を依頼された納期末到来の普通徴収の納付書を同封してください(納税通知書の添付は不要です)。

※ 普通徴収の納期限(当市必着)を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

【注意事項】

1. 吉川市からの特別徴収税額の通知書は、毎月25日頃までに市役所に届出書が到着したのものについて、翌月10日(市役所の休業日にあたる場合は翌営業日)に発送します。この通知の受領後に特別徴収を開始することを考慮した上で、任意の開始月を設定してください。なお、発送日以前に月割額の連絡が必要な場合は、“月割額の連絡”欄に記入してください。

(FAXやメール、書面での事前連絡はできません)

2. 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

3. 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

8. 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載例

(1)退職等の異動により未徴収税額を個人で納付する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市 処理欄 年度 前年 入力 確認 口座 督促	
年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
××年 〇〇月 〇〇日 提出 (宛先) 吉川市長	所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3 フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ 氏名又は名称 株式会社 ○×商事 個人番号又は法人番号 111111111111111111 <small>一個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>
特別徴収義務者 指定番号 1234567 宛名番号 1	所属 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 内線 (123)
フリガナ ヨシカワ イチロウ 氏名 吉川 一郎 生年月日 1998年 1月 1日 個人番号 2222222222222222 受給者番号 111 1月1日現在の住所 埼玉県吉川市△△3-2-1 異動後の住所	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000 円 (イ) 徴収済額 35,600 円 (ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 104,400 円 異動年月日 ××年 8月 20日 異動の事由 1. 退職 異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 (新規) 所在地 〒 フリガナ 氏名又は名称	8月20日付で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6月から翌年5月分) (イ) 徴収済額 35,600円 (6月から8月分) (ウ) 未徴収税額 104,400円 (9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額
---	--

勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 分 (翌月10日納入期限分) から _____ 納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

理由 <input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 ×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 ×年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 _____ 月 _____ 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) _____ 円	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
---	--	---

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 ×年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 ×年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
---	---------

(2) 転勤等により新事業所で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市処理欄
年度 前年 入力 確認 口座 督促

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

提出 (宛先) 吉川市長
所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3
フリガナ カブシキガイシャ マルバツソウジ
氏名又は名称 株式会社 ○×商事
個人番号又は法人番号 111111111111111111

給与所得者
フリガナ ヨシカワ イチロウ
氏名 吉川 一郎
生年月日 1998年1月1日
個人番号 2222222222222222
受給者番号 111
1月1日現在の住所 埼玉県吉川市△△3-2-1
異動後の住所
(ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円
(イ) 徴収済額 35,600円
(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 104,400円
異動年月日 XX年8月20日
異動の事由 1. 退職 職勤欠亡
2. 転職・長 職勤欠亡
3. 休 職勤欠亡
4. 死 職勤欠亡
5. 右から番号を記入
8月20日付で退職する給与所得者が、9月分から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合
新しい勤務先
特別徴収義務者指定番号 (新規)
所在地 〇〇県××市△△1-2-3
フリガナ マルバツドウサン カブシキガイシャ
氏名又は名称 ○×不動産 株式会社
担当者連絡先
所属 庶務課社員係
氏名 特徴 進
電話 111-111-1111 内線 (222)

2. 一括徴収の場合
理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため
徴収予定月日
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
左記の一括徴収した税額は、
月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合
理由
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
3. 死亡による退職であるため
※市町村記入欄

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

(3)未徴収税額を退職手当等から一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市 処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促
年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度			

××年〇〇月△△日 提出 (宛先) 吉川市長		所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	特別徴収義務者 指 定 番 号 1234567
		フリガナ カブシキガイシャ マルバツシヨウジ	宛 名 番 号 1
		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	連 携 者 先 所 属 人事課人事事務係
		個人番号 又は法人番号 11111111111111111111 <small>一人個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>	氏 名 特徴 花子
			電 話 000-000-0000 内線 (123)

給 与 所 得 者	フリガナ	氏 名	生年月日	個人番号	受給者番号	1月1日 現在の住所	異動後の 住 所	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	ヨシカワ イチロウ	吉川 一郎	1998年 1月 1日	22222222222222	111	埼玉県吉川市△△3-2-1		140,000 円	6月 8月	9月 5月	××年 8月 20日	1 1. 退職 2. 休職 3. 死 4. 支払 5. 合 6. 併 7. そ それ の 理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒	8月20日付で退職した給与所得者の未徴収税額を、9月分 一括して納入する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 一括徴収税額(納入額と同額)
	所 在 地	〒	
	フリガナ		
	氏名又は名称		

勤務先へは、月割額_____円を
分(翌月10日納入期限分)から
納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和×年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	9月 20日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	104,400円	左記の一括徴収した税額は、 9月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
-----	--	--------	--------	---------------------	----------	---

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則と して一括徴収となります。
-----	--	---

特別徴収切替届出（依頼）書

		吉川市 処理欄		年度	前年	入力	確認	口座	督促	備考		
____年 ____月 ____日 提出 (宛先) 吉川市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____				特別徴収義務者 指定番号				※市町村ごとに異なります	
		フリガナ						新規の場合、納入書 (要・不要)				
		名称 (氏名)					担当者 連絡先	係				
		代表者の 職氏名						氏名				
		個人番号 又は法人番号								電話	— —	
給与所得者	フリガナ				旧 姓			普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・2・3・4] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏 名						特別徴収 開始予定月	____ 月分 (____ 月 ____ 日納期限分) より特別徴収を開始します。				
	生年月日	年 月 日					届出理由	1. 入社(年 月 日) 2. その他()				
	1月1日現在の住所	〒 _____					受給者番号	_____ <small>※特別徴収の税額通知を電子データで送付する際、必要となる場合があります。</small>				
	現在の住所	〒 _____ ※ 1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。					月割額の 電話連絡	_____ 月 _____ 日 までに月割額の連絡が必要 <small>※ただし、5月中旬の通知書一斉発布の対象となる場合は、原則連絡ができませんのでご了承ください。</small>				

【添付書類】

二重納付防止のため、切替を依頼された納期末到来の普通徴収の納付書を同封してください(納税通知書の添付は不要です)。

※ 普通徴収の納期限(当市必着)を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。

【注意事項】

- 吉川市からの特別徴収税額の通知書は、原則として、毎月25日頃までに市役所に届出書が到着したのものについて、翌月10日(市役所の休業日にあたる場合は翌営業日)に発送します。この通知の受領後に特別徴収を開始することを考慮した上で、任意の開始月を設定してください。なお、発送日以前に月割額の電話連絡が必要な場合は、“月割額の電話連絡”欄に記入してください。

(FAXやメール、書面での事前連絡はできません)

- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

※吉川市 処理欄	年度	前年	入力	確認	口座	督促
	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		

提出 ____年____月____日 (宛先) 吉川市長	〔 特別徴収 義務者 〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号				
		フリガナ											宛名番号				
		氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属			
		個人番号 又は法人番号															
<small>個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載</small>												電話	内線 ()				

給与 所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	氏名																									
	生年月日	年	月	日																						
	個人番号																									
	受給者番号																									
1月1日 現在の住所											円	月	年	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 休業 5. 支払 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	円	月	年	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)								
異動後の 住所											円	月	日		円	日										

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別 徴収 義務者)	特別徴収義務者 指定番号	〔新規〕 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地	〒										担当者 連絡先	所属			
	フリガナ												氏名			
	氏名又は名称											電話	内線 ()			
											受給者番号			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 ____年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和 ____年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月	日	

3. 普通徴収の場合

理由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 ____年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村 記入欄
		2. 令和 ____年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
		3. 死亡による退職であるため	

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の住民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後に支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

吉川市 処理欄	入力	確認

____年____月____日 提出 (宛先) 吉川市長	() 特別徴収義務者 給与支払者 ()	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者の 職氏名												氏名		
		個人番号 又は法人番号														

- ◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	_____年 _____月 _____日
-------	----------------------

事 項	変 更 前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ				
所在地 (送付先)	〒 _____		〒 _____	
フリガナ				
名 称				
電話番号	— — (内線)		— — (内線)	
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()			

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____										
	フリガナ											
	名 称											
	電話番号	—	—	(内線)								
	法人番号											
特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります	

※用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。
【提出先】 〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 吉川市役所 総務部課税課市民税係

年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長様
_____ 郵便局長 様

埼玉県吉川市長

公金取扱店（局）指定通知書

貴店（局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

1 認可番号	東貯業2 第380号
1 口座番号	00110-9-960189
1 加入者の名称	埼玉県吉川市会計管理者
1 取りまとめ局	東京貯金事務センター

お 願 い

特別徴収税額を納入する金融機関として、**東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・群馬県・栃木県・茨城県及び山梨県以外**のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、右の「公金取扱店（局）指定通知書」に、日付、利用店・局名を記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。

キ
リ
ト
リ
線

